



環境報告書 2026



Environment Report



環境報告書 2026

目 次

I 環境報告書の発行に際して

○はじめに	1
-------	---

II 事業概要

○FAMICの役割	2
○組織体制	3
○業務の概要	4

III 環境配慮の取組

○概要	12
○環境配慮の基本方針	13
○環境配慮の取組体制	14
○環境配慮への行動目標	15
○独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（項目抜粋）	16

IV 取組状況

○温室効果ガスの総排出量に関する取組状況	18
○措置の内容に関する取組状況	
1 建築物の建築、管理等に当たっての取組	20
2 財やサービスの購入・使用に当たっての取組	21
3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮	30
4 ワークライフバランスの確保・役職員に対する研修等	32
V 環境報告書に対する外部の方からのご意見	37

（参考）

○独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（全文）	39
--	----

ー 環境報告書 2026 について ー

「環境報告書 2026」は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」）が 2025 年度に取り組んだ環境活動の内容についてご報告するものです。

・ 報告対象範囲

本部及び全地域センター

・ 報告対象期間

2025 年 4 月～2026 年 3 月

・ 数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

・ 参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン(2012 年版)」(環境省)
「環境報告書に係る信頼性向上の手引き
(第 2 版)」(環境省)

・ 発行日

2026 年 9 月

・ 公表媒体

FAMIC ホームページ <http://www.famic.go.jp/>

【作成部署及び連絡先】



独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境配慮・無駄削減推進委員会
(事務局：総務部総務課)

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎検査棟
TEL：050-3797-1830
FAX：048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

I 環境報告書の発行に際して

〇はじめに

FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)は、肥料、農薬及び飼料といった農業生産資材や食品などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。

FAMICでは、これらの業務を行うに当たって、環境に十分配慮するとともに、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項を遵守し、国民の皆様に質の高いサービスを提供するよう努めております。

2025 年は前年に続き日本を含む世界各地で記録的な高温や異常気象を観測し、大規模な山火事も発生しました。また 2025 年 1 月に米国大統領に就任したトランプ氏は、第1次政権に続きパリ協定からの再離脱を決定しました。さらに最大の環境破壊である戦争がロシア、ウクライナ間に加えて米国、イスラエル、イラン間で勃発するなど、世界の環境は大きな不安を抱えています。このような情勢にあっても我々は環境問題にしっかり向き合っていかなければならないと考えています。

FAMICは温室効果ガス排出削減のための政府実行計画(2021 年 10 月閣議決定)等を踏まえ、2023 年度から 2030 年度までを対象とする実施計画を策定し、この中で LED 照明や省エネルギー型機器の導入などにより、温室効果ガスの排出量を 2030 年度までに(2013 年度基準)50%削減する目標を掲げています。この他廃棄物の削減及び適正処理、リユース・リサイクル率アップ、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などにも積極的に取り組んでいます。

これからも、環境負荷の低減、SDGsの取組、社会貢献活動などに積極的に取り組んでまいります。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容にご理解とご支援をいただければ幸いです。

2026 年9月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 木内 岳志

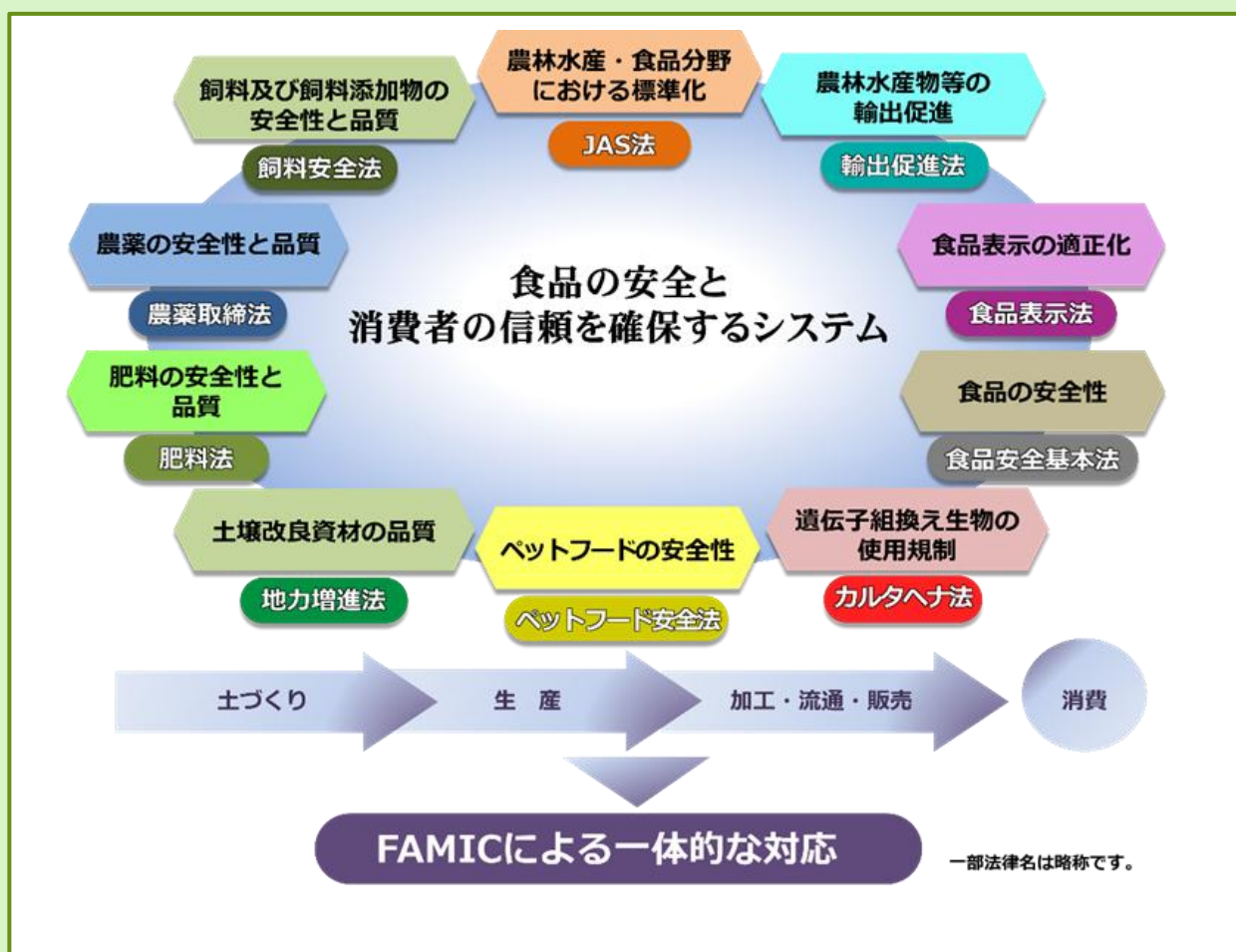


Ⅱ 事業概要

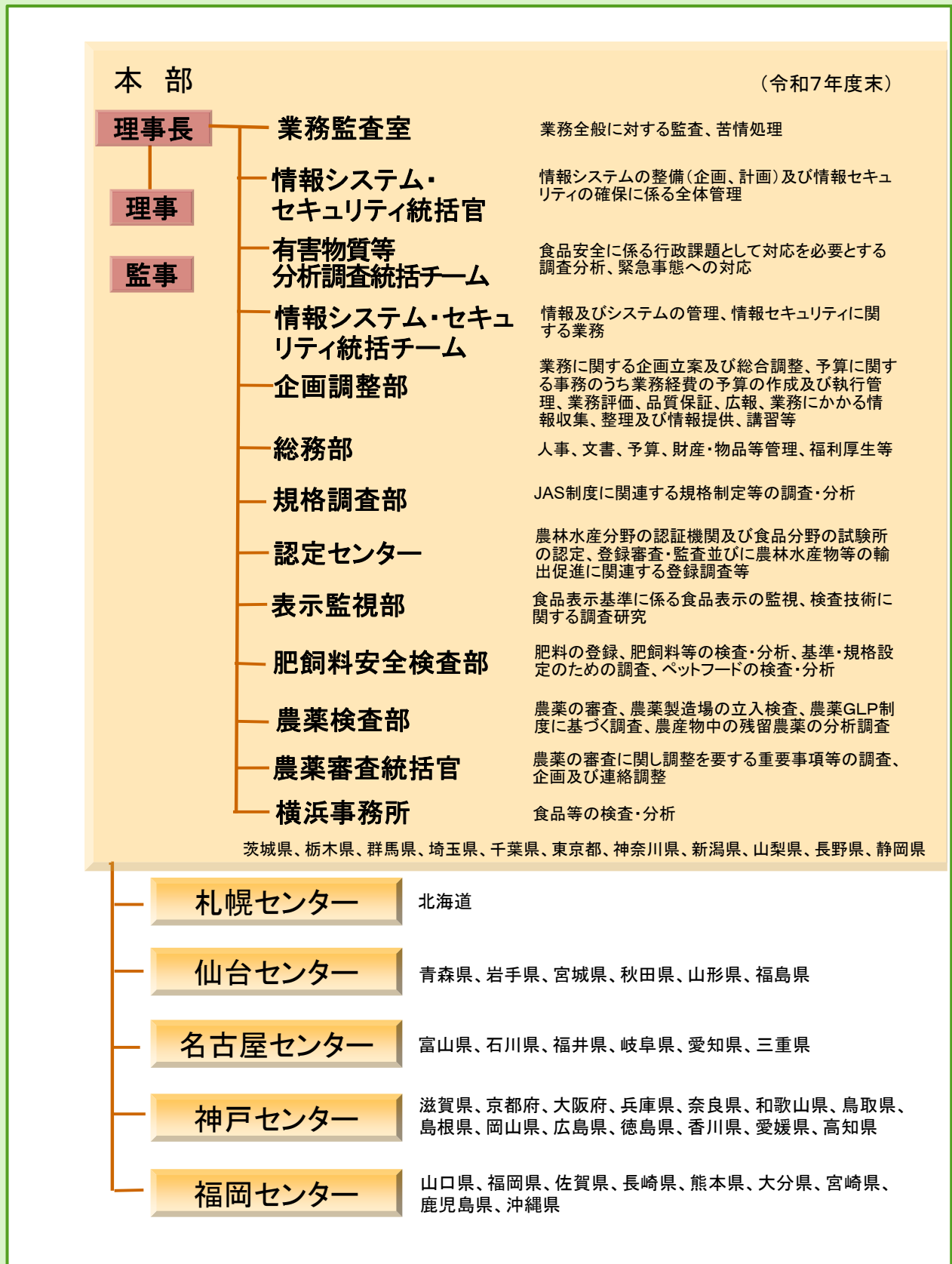
○FAMICの役割

食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、食品の適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、農林水産省との密接な連携の下に、専門技術的知見を生かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な実施、食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献してまいります。



○組織体制



○業務の概要

肥料の安全性の確保

肥料の品質等を確保し、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号。以下「肥料法」という。)に基づき、その規格の公定、登録、検査等が行われています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、肥料法に係る以下の業務を実施しています。

肥料の登録調査

肥料の生産業者等から提出された登録申請書の記載事項の調査や見本肥料の分析・鑑定や栽培試験などを行い、公定規格※への適合性をチェックします。

※公定規格： 肥料法に基づいて定められた肥料の品質などの基準



肥料及び肥料原材料中の金属元素の分析

肥料の立入検査

肥料の生産事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査、肥料の収去等を実施し、有害物質などが基準の範囲内か、保証された成分は確保されているかについて分析・鑑定等を行います。



立入検査における肥料の収去

肥料公定規格の設定等

公定規格の設定や改正のため、肥料の安全性や効果の確認のための調査を行います。



トウモロコシを用いた肥効試験

土壌改良資材の検査

地力増進法(昭和 59 年法律第 34 号)に基づき、土壌改良資材の製造事業場に立ち入り、土壌改良資材の集取等を実施し、表示が適正に記載されているかについて試験を行います。

農薬の安全性の確保

農薬は、品質や安全性が確保され、適切に使用されなければ、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく登録制度により品質の適正化と安全で適正な使用の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、農薬取締法に係る以下の業務を実施しています。

農薬の審査

農薬の登録及び再評価に際し、申請者等から提出された見本品や資料について、使用時の安全性や薬効について審査するほか、農作物等への残留による人への安全性、環境への影響について、登録基準を満たしているか、厳正な審査を行います。FAMICの審査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録され、また一定期間ごとに最新の科学的知見に基づき再評価されます。



農薬の審査

農薬製造場の立入検査

無登録農薬や品質不良農薬を流通させないため、農薬の製造者等に立ち入り、表示や製造に関する帳簿等の検査、集取した農薬の品質や表示等の検査を行います。



立入検査で集取した農薬製剤の分析

農薬GLP制度に基づく調査

農薬の登録の際に提出される試験成績のうち、毒性、残留性、生態影響や環境動態等に関わる部分は、信頼性の確保を一層確実にするため、GLP※基準に適合した試験施設で実施しなければならない仕組み(農薬GLP制度)が設けられています。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の調査を行います。

※GLP(Good Laboratory Practice): 試験施設で実施される安全性試験成績の信頼性を確保するための規範

農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検及び残留状況の調査分析を行います。

飼料等の安全性の確保

飼料及び飼料添加物の使用が原因となって健康を損なうおそれのある有害畜産物が生産されること等を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)により安全性の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により飼料及び飼料添加物の安全性を確保するための様々な業務を実施しています。

飼料等の立入検査

飼料や飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、帳簿書類の検査、飼料の収去等を実施し、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等について分析・鑑定を行います。



立入検査における飼料の収去

飼料添加物の検定

抗生物質製剤を製造又は輸入する業者(登録を受けた事業場は除く)がそれらを販売する場合は、FAMICによる検定を受けることが義務づけられており、FAMICでは、製造・輸入業者からの申請に基づき、ロットごとに検定を行います。



飼料の分析に用いる LC-MS/MS

BSEの発生防止に関する業務

BSE[※]の発生防止のため、肉骨粉などの製造事業場が製造基準に適合しているかどうか、現地検査などにより確認を行います。

※BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy): 牛海綿状脳症

飼料等のGMP適合確認

飼料等の製造事業者からの申請に応じ、飼料等のGMP[※]ガイドラインへの適合状況を現地検査などにより確認し、確認証を発給します。

※GMP(Good Manufacturing Practice): 原材料の調達から製造・出荷までの全工程においての製造管理及び品質管理を徹底することにより、製品の安全を確保するための基本的な管理手法



適合確認のための現地検査

ペットフードの立入検査

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年法律第 83 号)に基づき、ペットフードの製造事業場や輸入業者等に立ち入り、帳簿や表示の検査を行うとともに、集取したペットフードや原料について、有害物質等が基準規格の範囲内かどうか等の試験を行います。

農林水産分野の標準化と認証

日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)に基づくJAS※制度は、農林水産物・食品やこれらの取扱い等の方法などについての規格(JAS)を国が制定するとともに、JASを満たすことを証するマーク(JASマーク)を、当該農林水産物・食品や事業者の広告などに表示できる制度です。FAMICは、農林水産省と連携してこの制度に係る様々な業務を実施しています。

※JAS(Japanese Agricultural Standards): 農林水産・食品分野において農林水産大臣が定める国家規格

JASの制定等に係る調査・分析

JASの制定等については、規格に関する調査・分析を行い、国際化を見据えた規格原案を作成します。また、事業者団体等から提案される規格案について規格化をサポートします。



木質建材の品質に関する調査

JAS法及び輸出促進法における登録認証機関、登録認定機関等に対する調査等

農林水産大臣の指示により、JAS法に基づく登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査を行うとともに、登録認証機関等が適正に業務を行っているかどうかを確認するため、立入検査等を行います。

また、令和2年4月に施行された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)に基づき、輸出先国が求める要件に適合する施設の認定を民間の登録認定機関が行っています。FAMICは、農林水産省の指示により、この登録認定機関の登録及びその更新に係る調査を行うとともに、登録認定機関が適正に業務を行っているかどうかを確認するため、立入検査等も行います。



外国における有機ほ場での立会調査

JASaff 認定制度における認証機関等の認定

農林水産消費安全技術センター認定センター認定制度(JASaff 認定制度)を設け、国際的に普及している認定機関への要求事項 ISO/IEC17011に基づき農林水産分野の認証機関及び食品分野の試験所への認定を行います。

食品表示の監視

食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)に基づき定められた『食品表示基準』では、販売される全ての食品に、食品表示基準に従った表示を行うことが義務づけられており、FAMICでは科学的な検査により、農林水産省と連携して食品の表示を厳しく監視しています。

市販されている食品について、原産地、品種、加工食品の原材料名等が正しく表示されているか否かについて、元素分析、DNA分析や安定同位体比分析などの科学的検査により確認します。

不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場等へ立入検査等を行います。



安定同位体比測定装置

その他の業務

リスク管理のための分析調査

食品中の有害化学物質や自然毒による人の健康への悪影響については、その発生の可能性とその悪影響の大きさの程度を事前に予測し、悪影響の発生を未然に防止・低減することが重要です。その政策や措置を検討するためには、食品中の有害化学物質や自然毒の科学的な実態調査が不可欠です。

実態調査の実施に当たり、有害化学物質等が含まれる量を精確に把握するためには、適切なマネジメントの下で、妥当性が確認された分析法を用いて分析試験を行わなければなりません。

FAMICでは、麦類のかび毒の試験について ISO/IEC17025*認定を取得し、農林水産省が行う実態調査に信頼性の高い分析結果を提供しています。このほか、民間の分析機関では困難な有害物質について、分析できる体制の確立に取り組んでいます。

※ISO/IEC17025：試験所などの能力に関する国際規格

国際関係

国際標準化機構(ISO)における食品や飼料、林産物等の規格を扱う委員会の国内審議団体として、国内意見の取りまとめ等を行っています。

飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局(WOAH)コラボレーティング・センターとして飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行っています。

農薬の登録制度に関する国際調和や国際的な残留基準の設定などのために、経済協力開発機構(OECD)等の国際会議における議論に農林水産省とともに参加しています。



ISO/TC34 国際会議

情報提供

業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン、Facebook、X、YouTube等様々なツールにより提供しています。



事業者を対象とした講習会

調査研究

新しい検査・分析法や効率的・効果的な分析法などの開発に取り組んでいます。各分野の技術や知見を結集するとともに、国の研究機関や民間企業等と連携して調査研究を進めることもあります。開発した技術をマニュアル化するなど検査業務に活用しています。

分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC17025 の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。

職場における労働安全衛生水準の向上

FAMIC安全衛生方針の表明

労働安全衛生水準の向上は、法令で定められた事業者の措置義務を果たすことはもちろん、事業場の自主的な労働安全衛生活動をすることが重要です。

そのため、FAMICにおける労働安全衛生に関する基本的な考え方、理念、課題を明確にし、理事長の責任のもとで継続的に労働安全衛生水準の向上を図るため、「FAMIC安全衛生方針」を表明しています。

この方針の下、本部、農薬検査部（小平[※]）、横浜事務所並びに全地域センターの各事業場の長が、安全衛生委員会及び職員の意見を踏まえ安全衛生目標を策定しています。

※小平：本部組織の農薬検査部所在地

FAMIC安全衛生方針



FAMIC安全衛生方針

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としております。業務遂行に当たっては、労働安全衛生関係法令等を遵守し、職員の安全と健康の確保を図っていくことが組織の円滑な運営のみならず、国民の信頼の確保にも不可欠であることの認識に立ち、下記に基づき業務を推進します。

記

1. 労働安全衛生関連法令等を遵守します。
2. 全員参加による労働安全衛生マネジメントシステムを適切かつ効果的に実施・運用することにより、すべての事業場において労働災害の防止を図ります。
3. 職員間のコミュニケーションを重視し、安全衛生意識の高揚を通じて、事業場における安全と健康の確保を図ります。

令和 元 年 6 月 6 日

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

安全衛生目標（本部）

安全衛生目標

1. 労働安全衛生関係法規、独立行政法人農林水産消費安全技術センター安全衛生管理規程等を遵守し、役職員の安全衛生に対する危険感受性の向上、健康保持増進に取り組みます。
2. リスクアセスメントを定期的かつ継続的に実施し、危険性又は有害性の特定を行い、リスクの高い要因を優先的に低減します。また、労働災害の発生時には迅速に原因究明・対策を行います。
3. 安全衛生委員会、作業主任者等を活用し、職員の意見を積極的に取り入れます。
4. 過重労働及びメンタルヘルス不調による健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図ります。
5. 整理・整頓・清掃・清潔・習慣について諸会議等で繰り返し伝達し、定着を図ります。

令和 元 年 6 月 24 日

（本事業場の長）

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長

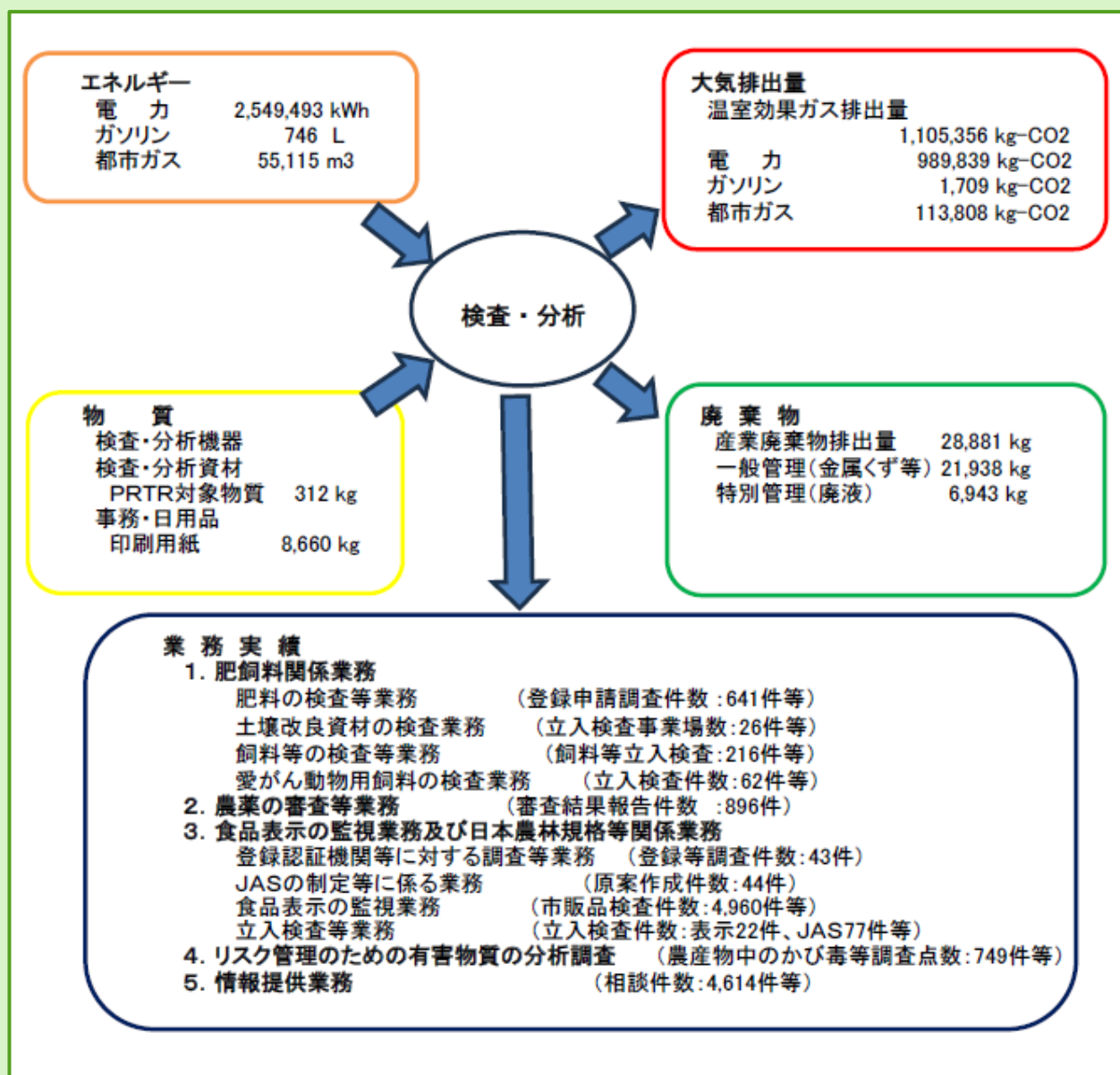
木内 岳志

Ⅲ 環境配慮の取組

○概要

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務としていますが、その実施に当たっては多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。関連する諸法規等の遵守に努めるとともに、環境への配慮と省エネルギーに常に留意し、国民の信頼の確保に努めていくことが重要です。このため、2015年度から、FAMICの業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備しました。

FAMIC環境負荷の全体像(2025年度)



○環境配慮の基本方針

環境配慮への取組について、FAMICの基本姿勢を明らかにするため「環境配慮の基本方針」を定めています。

F A M I Cにおける環境配慮の基本方針

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（F A M I C）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としており、環境保全や資源の有効利用の促進に関する法律等の理念にのっとり、環境への負荷低減等の責務を積極的に果たしていくことが、組織の円滑な運営のみならず国民の期待にも応えることになるとの基本認識に立ち、下記に基づき業務を遂行します。

記

1. 環境保全等に資する各種関連法令を遵守し、検査、分析等に使用する化学物質等を適切に管理・使用し、また、廃液・廃プラスチック等を適切に処理します。
2. 資源の有効利用の促進の観点から、検査・分析に必要な分析機器等の効率的利用を図ります。
3. また、業務の実施に不可欠な水、電気、ガス、紙類等の効率的利用を図り、特に紙類については、リユース、リサイクルにも取り組みます。
4. グリーン購入法に基づくグリーン調達の実施に努めます。
5. 上記の他、役職員への環境教育の実施やF A M I Cにおける環境配慮の取組状況の発信等を通じて環境への配慮を求める国民の声に応えます。

令和元 年 6 月 6 日

独立行政法人

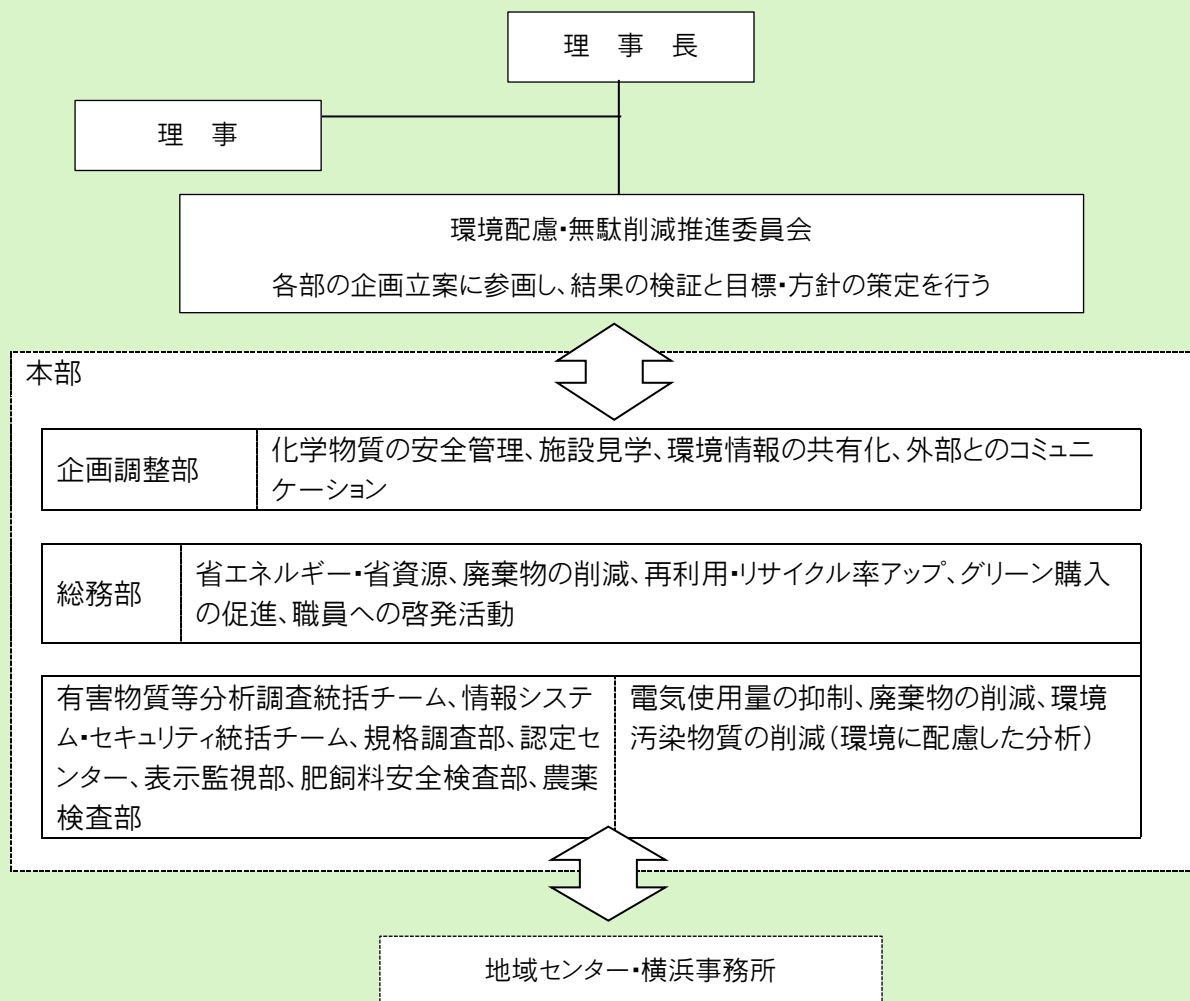
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳 志

○環境配慮の取組体制

(1)環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境配慮・無駄削減推進委員会を設置し、本部、横浜事務所及び地域センターで組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。



(2)環境マネジメントの運営方法

環境保全の取組について、環境配慮・無駄削減推進委員会において計画(Plan)を立て、実施(Do)し、適切に管理されているか点検(Check)し、改善が必要な点について見直し(Action)を行うサイクル(PDCAサイクル)を繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っていきます。環境計画の遂行状況の適時把握に努め、見直し改善を図っていきます。

○環境配慮への行動目標

「環境配慮の基本方針」で示した5つの方針について、具体的に取り組む内容を「行動目標」として定めています。

FAMICにおける環境配慮への行動目標

1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）

- 1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
- 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
- 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸、アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理
- 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
- 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理

2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）

省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用

3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース・リサイクル（管理業務）

- 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組
- 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減
- 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進

4. グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）

5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信

- 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
- 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

令和 元 年 6 月 6 日
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

○独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画(以下「実施計画」という。)(項目抜粋)【全文については、P39～に記載】

制 定 令和5年3月 29 日4消技第 2876 号

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)並びに「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」(令和4年6月3日農林水産省)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)が自ら実施する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

第1 対象となる事務及び事業

本計画は、原則としてセンターが行う全ての事務及び事業を対象とする。

第2 実施計画の期間

本計画は、2023年度から2030年度までの期間を対象とする。

第3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより2013年度(平成25)年度を基準として、センターの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、センターの取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

第4 個別対策に関する目標

1 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEB0oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEBReady 相当となることを目指す。

3 電動車の導入

センターの公用自動車については、代替可能な電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)がない場合等を除き、新規導入・更新で2023年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用自動車全体)でも2030年度までに全て電動車とすることを目指す。

4 LED照明の導入

既存設備を含めたセンターのLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。

5 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までにセンターで調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

第5 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

- (1)太陽光発電の最大限の導入
- (2)蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

- (1)建築物における省エネルギー対策の徹底
- (2)建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施
- (3)新しい技術の率先的導入
- (4)2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- (1)電動車の導入
- (2)LED照明の導入等
- (3)再生可能エネルギー電力調達の推進
- (4)省エネルギー型機器の導入等
- (5)その他

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

- (1)廃棄物の3R+Renewable
- (2)センター主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

5 ワークライフバランスの確保・役職員に対する研修等

- (1)ワークライフバランスの確保
- (2)役職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
- (3)役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

第6 センターの実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

本計画の推進・評価・点検は関係部署の協力の下、本部(さいたま)は総務課、農業検査部は小平総務分室、各地域センター(横浜事務所を含む)は業務管理課が実施し、統括管理は総務部長が行う。

IV 取組状況

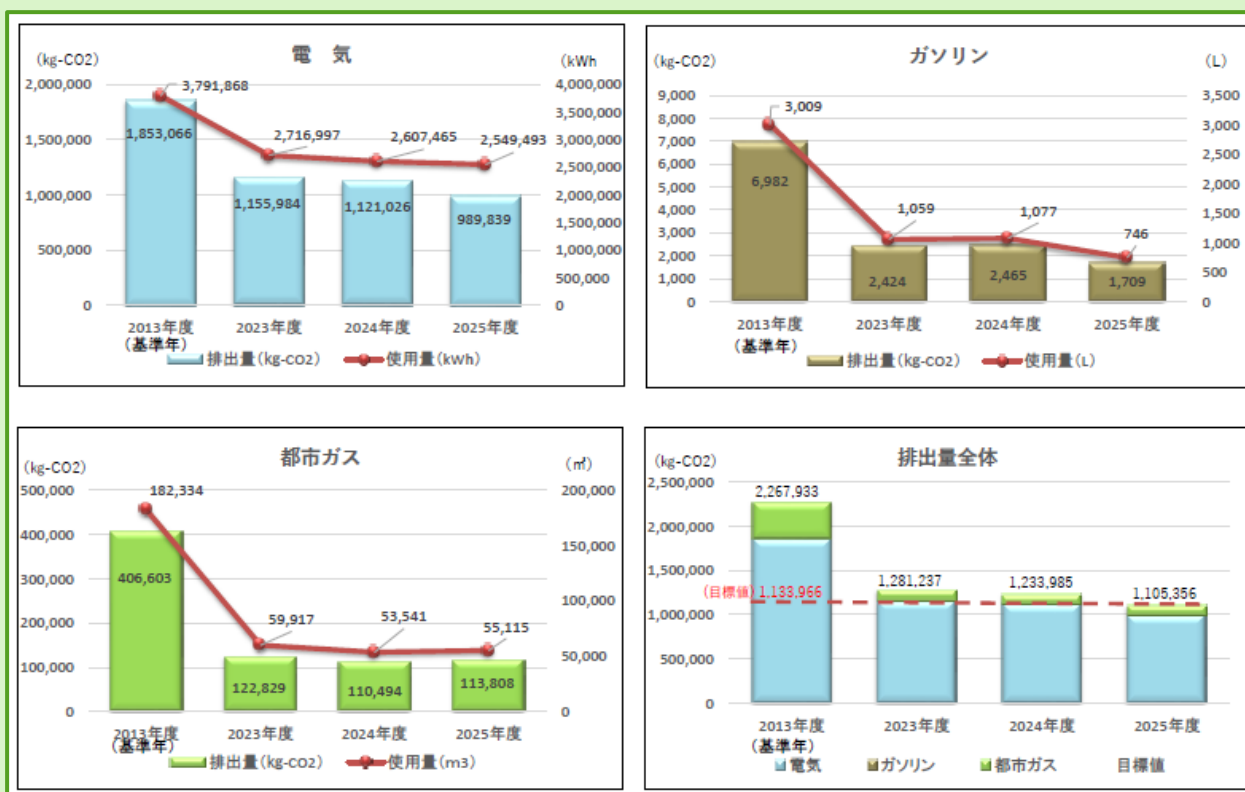
○温室効果ガスの総排出量に関する取組状況

◆環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移

FAMICは、2013(平成 25)年度を基準として、センターの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標としています。

2025 年度の総排出量は基準年(2013(平成 25)年度)に比べ、51.3%の削減、昨年度と比べ 5.7%の削減となりました。2025 年度の電気、ガソリンの使用量がFAMIC全体で削減されたことが主な要因です。

温室効果ガス(エネルギー由来二酸化炭素)算定排出量



注) 各年度の排出量は、その年度の契約業者の排出係数で算出

◆光熱水量の節約を図る取組

FAMICでは無駄削減の取組の一環として光熱水量の節約に取り組んでおり、夏季及び冬季の省エネルギーの取組を推進するほか、日常の業務活動においても環境配慮に努めています。

また、FAMICには、他の官署が維持・管理している合同庁舎等に入居している庁舎（本部、横浜、札幌、仙台及び名古屋）とFAMICが維持・管理している庁舎（農薬検査部・神戸及び福岡）があります。2025 年度におけるFAMIC単独庁舎にみる光熱水量の推移は、昨年度に比べて全体として概ね同程度となりました。

電気量（kWh）	2023年度	2024年度	2025年度	対前年削減率
農薬検査部	556,723	531,929	526,334	1.1%
神戸センター	700,335	669,513	673,328	-0.6%
福岡センター	170,450	172,944	165,725	4.2%
単独計	1,427,508	1,374,386	1,365,387	0.7%
都市ガス量（m3）	2023年度	2024年度	2025年度	対前年削減率
農薬検査部	24,527	19,074	20,689	-8.5%
神戸センター	19,751	18,344	18,941	-3.3%
福岡センター	13,722	14,359	13,755	4.2%
単独計	58,000	51,777	53,385	-3.1%
水道量（m3）	2023年度	2024年度	2025年度	対前年削減率
農薬検査部	1,806	1,740	1,601	8.0%
神戸センター	2,557	2,148	2,131	0.8%
福岡センター	823	808	975	-20.7%
単独計	5,186	4,696	4,707	-0.2%

実施計画において、2030 年度までに実施を目指すこととされた「個別対策に関する目標」及び「措置の内容」について、2025 年度の実施状況は以下のとおりです。

○措置の内容に関する取組状況

1 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

FAMICでは、既存建築物における適切な室温管理にあたり、執務室及び実験室における空調設備の適正運転を徹底しました。室温は柔軟に設定するなど熱中症予防の観点も踏まえ、職員の健康を第一に取組を推進しました。また、夏のクールビズ及び冬のウォームビズを励行し、過度な空調運転の抑制に努めました。

また本部では、照明の使用にあたっては、昼休みは、業務上支障がある場合を除き消灯し、夜間も、業務上必要最小限の範囲で点灯するなど、点灯時間の縮減に努め、節電の取組を徹底しました。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

・敷地内の緑化や保水性舗装、散水について

単独庁舎である農薬検査部、神戸センター、福岡センターにおいて、事務所の敷地に植栽を行い、緑化を推進しています。



農薬検査部庁舎敷地内



神戸センター正面緑化



福岡センター正面

・LED 照明の設置について

2026 年 10 月から運用開始となる名古屋センター新庁舎には、高効率の LED 照明を整備しています。また、廊下や更衣室には人感センサーによる点灯制御を導入し、更なる省エネ化に努めました。



名古屋センター新庁舎内

2 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

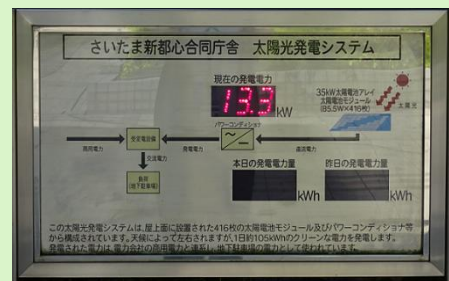
(1) 再生可能エネルギー電源の調達

FAMICで調達する電力の 2030 年度に向け、60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを旨とすることとしています。

本部が入居している「さいたま新都心合同庁舎」では、屋上に設置されたソーラーパネルにより太陽光発電を行い利用しています。

また、現在の発電量を数値表示することで『見える化』し、往来する方々への環境配慮を啓蒙しています。

撮影時の発電量は 13.3KW を示していました。この発電量で一時間発電すると一般家庭が 1 日に必要とする電力量(約 10KWh)を上回る電力量になります。



(2) 省エネルギー型機器の導入や集約化による分析機器の効率的な利用の推進

2025 年度において、パソコン、コピー機等の OA 機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等及び実験・検査機器について、省エネルギー型の機器に買い換えを行いました。

使用の際は、機器のエネルギーモード設定等により待機電力の削減、使用時間を縮減するなど、役職員に対して、メール及び掲示板で周知を図っています。

分析機器を効率的に利用するため、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源をオフにするとともに実験室等に設置されているエアコンについても、分析機器の稼働に併せてオンとオフを切り替えるなど省資源・省エネルギーに努めています。

また、分析機器の購入又は更新についても、「分析機器整備・管理委員会」において緊急性・必要性に加え効率的な利用についても併せて審議し決定しています。

検査試薬・試料等を保管する冷凍庫、冷蔵庫等は、稼働時間が長く電力消費量が多い分析機器であり、2025 年度は、購入後10年以上経過している冷蔵庫等のうち、老朽化により温度調節機能が低下しているものやフロンガスや代替フロンを使用しているもの 13 台をより消費電力の小さいものやノンフロンガスを使用した冷蔵庫等に更新することにより、省エネルギー化に努めています。

冷蔵庫等と同様に稼働時間の長い超純水製造装置及び純水製造装置の保有の是非について、検査・分析に使用する超純水、純水等の量を調査して検討し、耐用年数を超えた純水製造装置から順次廃棄し純水等の購入に替えることで、保有台数を減らし電力消費量の削減に努めます。

た。またFAMICが保有している分析機器の中で 2025 年度中に更新した還元気化水銀測定装置及び紫外可視分光光度計については、必要性を精査することにより集約化を図ることとしました。

このように、老朽化した機器の更新による省エネルギー化や、集約化等による分析機器の保有台数の削減等、分析機器の効率的な利用を推進することで、環境への配慮に努めています。



※純水製造装置は、水道水から蒸留、脱塩、脱イオン、RO（逆浸透膜）等の工程で不純物を取り除き、純度の高い水（純水）を精製する機器。

（純水を使用する例）

- ・一般分析
- ・器具洗浄

(3) その他

① 物品の調達

物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を購入しており、容器又は包装を利用する際も簡略なものとしています。

また、洗剤、文具等は、詰め替え可能なものを購入しています。

② 用紙類の使用量の削減

法人文書管理システムによる電子決裁の徹底、会議資料の電子化によるペーパーレス化をより推進した結果、昨年度に比べてコピー用紙の使用枚数はほぼ同数ですが、2023 年度からの平均削減率は7.0%となりました。

FAMICにおけるコピー用紙使用量

年 度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
使用量 (単位：箱)	1,012	853	867

(2023～2025 年度の平均削減率 7.0%)

③ 再使用の促進

全ての事業所で、グループウェア、電子メールの活用によるペーパーレス化に取り組むとともに、両面印刷の推進、使用済み用紙の裏面利用による一般廃棄物の削減に取り組んでいます。



ストックレー(分別と裏紙利用)

④ 再生品等の活用

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)適合商品を購入することにより、再生品等の利用を行っています。

◆グリーン商品の購入

FAMICでは、グリーン購入法及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和 5 年 12 月 22 日変更閣議決定)に基づき、2025 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・公表しています。

FAMICは、環境への負荷の少ない物品の購入を積極的に進めており、特定調達物品[※]に関しては、2025 年度の調達目標を 100%と設定し、目標を達成しました。

なお、特定調達物品以外の物品も、環境に負荷の少ないものを調達するように努めています。

※特定調達物品等:グリーン購入法第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」

主な物品のグリーン購入の状況(2025 年度)

分 野	品 目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	目標達成率
紙 類	コピー用紙	100 %	8,642 kg	8,642 kg	100 %
	塗工されていない印刷用紙	100 %	6 kg	6 kg	100 %
	トイレットペーパー	100 %	693 kg	693 kg	100 %
文 具 類	シャープペンシル	100 %	90 本	90 本	100 %
	ボールペン	100 %	276 本	276 本	100 %
	マーキングペン	100 %	607 本	607 本	100 %
	消しゴム	100 %	50 個	50 個	100 %
	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	100 %	200 個	200 個	100 %
	のり(液状)(補充用を含む。)	100 %	30 個	30 個	100 %
	ファイル	100 %	2,112 冊	2,112 冊	100 %
	事務用封筒(紙製)	100 %	4,770 枚	4,770 枚	100 %
	付箋紙	100 %	1,947 個	1,947 個	100 %
オ フィ ス 家 具 等	いす	100 %	16 脚	16 脚	100 %
	机	100 %	9 台	9 台	100 %
	収納用什器(棚以外)	100 %	7 台	7 台	100 %
	ディスプレイスタンド	100 %	9 台	9 台	100 %
画 像 機 器 等	トナーカートリッジ	100 %	238 個	238 個	100 %
	インクカートリッジ	100 %	80 個	80 個	100 %
電 子 計 算 機 等	ディスプレイ	100 %	73 台	73 台	100 %
オ フィ ス 機 器 等	一次電池又は小形充電式電池	100 %	828 個	828 個	100 %
制 服 ・ 作 業 服 等	作業服	100 %	221 着	221 着	100 %

⑤ フロン等の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。)に基づいて、定期的に点検等を行い、フロン等の漏えい対策に取り組みました。

⑥ 有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組

各種化学物質の使用にあたっては、一時保管、廃棄指定場所における漏えい防止の徹底をしています。また、定期的(四半期ごと)に排水の検査を実施しており、排水中の有害物質濃度が検出限界以下であることを確認しています。

◆有害物質を含む水の漏えい防止

有害物質を使用する実験室に設置している排水機能を有する設備(流し台など)は、有害物質使用特定施設として定期的に検査を実施し、有害物質を含む水の漏えいによる地下水汚染の未然防止を図っています。



本部(研修実験室 流し台)



神戸(一般成分検査室 排水パン)

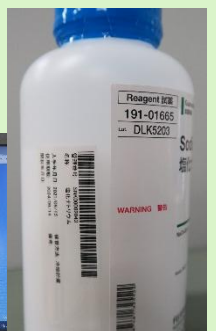
⑦ 廃棄物の削減、試薬類の適正な管理

◆薬品の管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)で指定されている毒物及び劇物や、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)で指定されている危険物が含まれています。

薬品の管理にあたっては、薬品管理システムを導入し、薬品瓶 1 本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。

薬品瓶バーコード



薬品管理システム

また、これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、全事業所共通のマニュアルを作成し、本部及び各地域センター等に配置した管理者の下、適切な取扱いを徹底しています。



薬品保管庫



薬品保管庫内部

◆PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理処理

PCBは 1973 年に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)によって製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物は事業者が保管することが義務づけられました。

また、2012 年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成 13 年政令第 215 号)の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は 2027 年3月 31 日と定められました。

FAMICでは、従来からPCB廃棄物を専用保管庫で保管するなど適正に管理をしています。

未処分のPCB廃棄物は、農薬検査部(小平)にある高圧トランス3台のみであり、2027 年3月 31 日までに処分をする予定です。

なお、保管状況については、「安全衛生委員会」において適宜確認を行っています。



高圧トランス

◆PRTR法に指定されている物質の排出量管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用する化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年法律第 86 号。以下「PRTR法」という。)に基づき、使用量の把握を行っています。2025 年度は、同法の届出対象となる 165 物質を使用しました。それぞれの届出対象となる化学物質の使用量は、いずれの事業所においても、届出が必要となる数量未満でした。

FAMICで使用した主なPRTR対象物質(2025 年度)

(単位:kg)

事業所名	物質名				
	ノルマルー ヘキサン	ジクロロメタン	シクロヘキサン	トルエン	クロロホルム
札幌センター	1	—	2	—	1
仙台センター	3	—	8	—	1
本部	17	—	10	7	11
農薬検査部	14	131	—	7	—
横浜事務所	8	—	—	3	1
名古屋センター	13	—	7	2	—
神戸センター	17	—	7	1	3
福岡センター	2	—	12	1	1

注) 本部・農薬検査部・横浜事務所については別々に算出。

(参考)

PRTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者による自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。管理の対象となる化学物質は 649、そのうち、排出量等の届出の対象となる化学物質は 515 です。(2026 年3月 31 日時点)

⑧ 実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理

廃液の分別については、各事業所で廃液分別図を作成して適切な分別を行っています。分別にあたっては、廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ毎に、廃液タンクに貼付する廃液分類カードを色分け区分して識別しやすくし、適切な分別を行っています。



廃液分類カードの色分けと
線での区切り



大きなトレイでの管理
(横浜の例)

⑨ 環境中への大気汚染物質の排出削減

試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っています。

これらの作業では、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、局所排気装置（ドラフトチャンバー）のある場所で行うことで作業員への曝露を防止するとともに、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置（スクラバー）で中和または吸着除去することで環境汚染物質の排出削減に努めています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、湿式又は乾式の2種類があります。



排気装置（ドラフトチャンバー）

【排ガス洗浄装置（湿式・乾式スクラバー）】

全事業所合計で 93 台保有しており、湿式は硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和、乾式はアセトニトリルなどの有機溶媒の活性炭吸着除去に用いています。

これらの装置は、職員が定期的に、メンテナンス、外観や作動状況（異音）を点検するとともに、年に一度、業者による保守点検を行っています。

これらの取組によって、装置を良好な状態で維持し、大気汚染防止や環境負荷低減を図っています。



湿式スクラバー 本部（屋上）



屋上スクラバー群 本部（屋上）

⑩ 地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制

業務用空調機器・冷凍冷蔵庫等の定期点検を実施し、適切な温度管理によるフロン類の排出抑制を図っています。

機器等の購入にあたっては、フロン排出抑制法に則り、特定フロンを使用していない旨を仕様書で明示するなど、フロン類排出抑制を踏まえた購入に努めています。

⑪ 廃棄物の適正な管理

FAMICから排出される廃棄物は、主に「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2つに分けられます。

事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMIC又は合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、FAMICは、5カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

特別管理産業廃棄物は、廃棄物業者に引き渡すまでの間、特別管理産業廃棄物保管場所ですべて適正に管理しています。この管理の徹底を図るため、新規採用者への研修等も実施しています。



特別管理産業廃棄物保管場所



特別管理産業廃棄物保管場所内における廃液管理

⑫ 廃棄物の適正な処理

処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)で規定される分類にしたがって回収し、廃液処理業者等に委託しています。

特別管理産業廃棄物のうち廃液に係る 2025 年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが 6,943 kgとなり前年度(8,904 kg)から 22%減少しています。

廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理を行っています。

廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者に処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(電子マニフェスト含む。)に記入するとともに検査を担当する職員が適正に処理していることをその都度確認しています。



特別管理産業廃棄物



収集・運搬作業

⑬ その他 (放射性同位元素の適正管理)

放射性同位元素は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)により、使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いが定められ、事業場における放射線障害を防止するとともに、一般公共の安全確保を図ることが義務付けられています。

FAMICでは、ガスクロマトグラフ用表示付認証機器のECD※用線源6個を法令に基づき適正に使用し、管理しています。

※ECD: エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(電子捕獲検出器)



作業場入り口



ガスクロマトグラフ

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R + Renewable

① 資源ゴミの分別

全ての事業所で、ゴミの分別回収ボックスを設置し、リサイクルに努めています。

コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの再使用のため、業者による回収を行っています。

その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンの一部は廃棄処分とせず、リサイクルを行っています。



ストックレー（分別と裏紙利用）



ゴミの分別状況(本部3階ゴミ置き場)



空きビンの保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(本部)

② 食ロス削減の取組

食ロス削減の取組に関して、本部、横浜事務所、名古屋センター、神戸センター及び福岡センターにおいて、定期的に災害用備蓄食料のフードバンク等への提供を行っています。

(2) FAMIC主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

FAMICが主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品の使用を呼びかけています。

FAMICが後援等をする民間のイベントについても、会場の冷暖房の温度設定の適正化等の取組が行われるよう促しています。

4 ワークライフバランスの確保・役職員に対する研修等

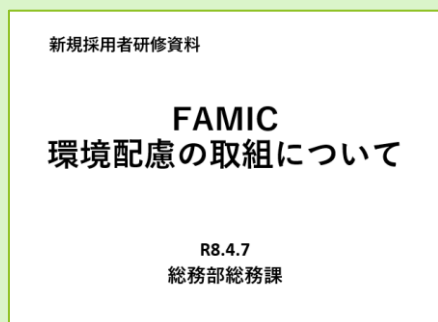
(1) ワークライフバランスの確保

- 超過勤務の縮減を図るため、会議等において、各部署の超過勤務実績報告を実施し、前年度と比較し増加している部署については、管理者に対し原因等の報告を求めるなど効率的な業務運営の意識付けを行いました。また、水曜日及び金曜日を定時退庁日と定め、電子メールにより職員に定時退庁を行うよう呼びかけています。
- 有給休暇を1年間に12日以上取得することを次世代育成支援行動計画の目標として掲げており、有給休暇の計画的取得を推進するため、各課において休暇予定表を作成したり、管理職が率先して取得したりするなど、休暇を取得しやすい環境づくりを行うよう、会議等で周知しています。
- 在宅勤務手当の導入や取得手続きの簡素化など在宅勤務しやすい環境づくりを推進しています。
- フレックスタイム制度をより柔軟に活用できるようにするため、1日当たりの最短勤務時間やコアタイム等に関する制度改正を行いました。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

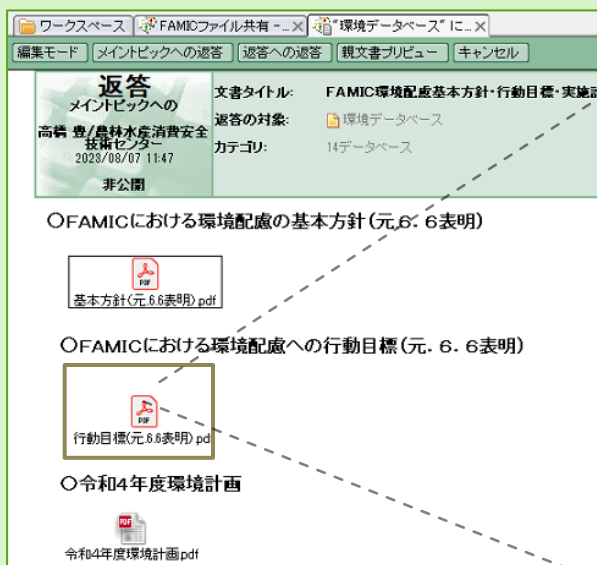
① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進

自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組むことを目的に、新規採用者を対象とし、人間の活動が地球環境に与えている影響、環境に関する法規、FAMICの環境方針や脱炭素型ライフスタイルなどの環境教育を実施しました。



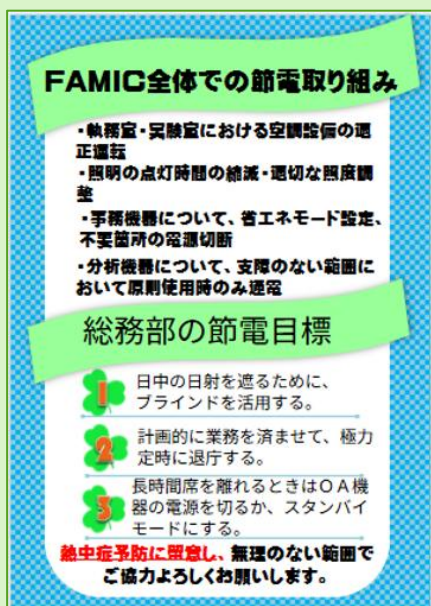
② FAMICの役職員向けポータルサイト等により、地球温暖化対策に係る活動や研修に関する情報提供

役職員への環境に関するFAMICの取組について周知を図るため、グループウェア内において、「FAMIC環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」や、これまで公表してきた「環境報告書」を掲載する他、「クールビズ」、「節電への協力依頼」、「省エネルギーに関する取組」、「清掃活動」について周知し、環境に関する意識の向上に努めています。



FAMICにおける環境配慮への行動目標	
1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）	1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等） 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸、アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）	省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース・リサイクル（管理業務）	1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進
4. グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）	
5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信	1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

令和 元年 6 月 6 日
 独立行政法人
 農林水産消費安全技術センター理事長
 木内 英志



(3) 施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明

◆環境に関する社会貢献活動等

・ 施設見学の開催

FAMICの業務に関心のある消費者・事業者・学生などの皆さんの希望に応じて、施設見学を実施し、事業内容の説明などを行うとともに、有害物質の排出を浄化する設備などを紹介しています。



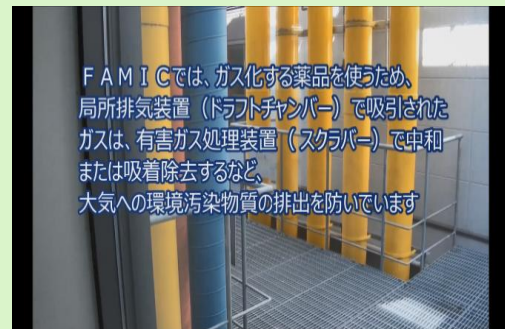
業務説明

・ イベント等への出展

農林水産省消費者の部屋などに出展し、パネルや動画などを用いてFAMICの主な業務を分かりやすく説明しています。動画ではFAMICの試験で生じる排気ガスの処理についても紹介しています。



消費者の部屋の展示



動画による紹介

◆ステークホルダーへの対応

・ホームページの活用

FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載しています。

また、環境報告書についてもホームページ上で公表しています。

FAMICホームページアドレス <http://www.famic.go.jp/> です。



FAMICホームページ(トップページ)

FAMICホームページアクセス数(2025年度)

アクセス数(件)	上半期(4-9月)	下半期(10-3月)	合計
	344,494	305,820	650,314

注)「famic.go.jp」ドメインのページにアクセスしたユーザー数を集計しています。

◆その他の取組

・広報誌「大きな目小さな目」、SNS での情報発信

FAMICは、農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。この広報誌は、5,000部を年4回作成し、半数以上を図書館、学校・教育関係機関へ配布している他、地方公共団体やその他関連団体等に配付しています。

なお、「大きな目小さな目 84号(2027年)」では、「環境報告書 2026」を発行したお知らせを掲載する予定です。

また、SNS(Facebook、YouTube)でのFAMICの業務内容の情報発信も行っています。

- Facebook FAMIC公式フェイスブック <https://www.facebook.com/famamimic>
- X FAMIC公式 X https://x.com/famic_japan
- YouTube FAMIC公式チャンネル https://www.youtube.com/channel/UCS_ntChNzbMF6s6B62NZYtw



▪ 清掃活動の実施

地域における環境美化活動として、役職員の希望者で、さいたま本部(さいたま市)は6月、農薬検査部(小平市)は12月に、庁舎周辺の清掃活動を実施しました。収集したゴミの中には、空き缶、ペットボトル等の資源ゴミがあり、これらを分別してリサイクルしたことにより、社会・環境の貢献、地域の美化に繋がりました。



清掃活動(さいたま本部)



収集したゴミを分別

V 環境報告書に対する外部の方からのご意見

FAMICでは、環境報告書の信頼性を高めるため、外部有識者の方からご意見をいただいております。

一般社団法人 全国漬物検査協会専務理事
佐藤 恵 氏

～環境報告書2026を読んで～



日本ではこの数年間夏の猛暑が続き、とりわけ 2025 年は過去一番の暑い夏とされ、主食の米の不作を懸念した米価高騰「令和の米騒動」が起きました。夏の猛暑には電力を多く消費するエアコンで命や健康を守らざるを得ません。今夏は線状降水帯による突然の豪雨災害が各地で頻発する天候異常が続きます。世界各地でも猛暑、山火事、水害、土石流等の大規模災害が起っています。

これらの原因は、人類活動が生んだ炭酸ガスCO₂等の温室効果による地球温暖化のためとされ、1997年の気候変動枠組条約締結国会議(COP3、京都議定書)で、CO₂の排出削減が合意され、2015 年同会議(COP21、パリ協定書)では、世界の平均気温を18世紀の産業革命前に比べて「2℃未満に抑え」、気温上昇を「1.5℃未満に抑える」ことが目標とされ、2019 年には 187 カ国等の批准(なお、米国はトランプ政権により離脱)がされました。日本も 2020 年から、世界 120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」(温室効果ガスの排出を森林などの吸収によりカーボン(炭素)収支を0とする。)等の目標を掲げ、取組みを進めています。9月初めに国連環境計画(UNEP)が、今後数年以内に気温上昇が 1.5℃を超える見込みとの報告書を発表したとの新聞報道がありましたが、今までのCO₂等の排出を減らす取組みを諦めずに行うことが重要とあり、個人としても、やれることはやる、行うべしと思うところです。

FAMICの環境報告書2026を読ませていただきました。報告書は、環境配慮促進法による平成 18 年(2006 年)の公表以降、数年間は 20 数ページでしたが、「温室効果ガスの排出削減等の実行・実施計画」が加わり、40 ページ過半の労作で、内容、質ともに充実したものになっていると考えます。FAMICの検査事業関連の化学物質等の使用、管理、廃棄、排出に伴い生ずる危害等への環境配慮や健康配慮も、写真や表を多く使って、具体的にわかり易く説明がなされています。

温室効果ガスの排出削減については、政府実行計画を踏まえた重点事項として 2023 年度から 2030 年度までの計画の中で、2013 年度(平成 25 年度)を基準とする温室効果ガス(エネルギー由来のCO₂)の総排出量を 2030 年度までに 50%削減を目標としています。その実施 2 年目の 2023 年度には、目標値の 43.5%と大幅な削減をして、さらに 2025 年度には、長い猛暑期間に関わらず、51.3%と目標値を上回る(前年比 5.7%減)減少をさせています。温室効果ガス削減の重点対策の開始から数年間のFAMICの皆様の取組みに対して、称賛したいと思います。

改めて、FAMICの「温室効果ガスの排出削減等の実行・実施計画(令和 5 年(2023 年)3 月、A4版7 ページ)」を読み直しました。その中の第4の個別対策に関する措置内容については、FAMICの限られた予算や合同庁舎入居などの現状からは、実現困難なものも相当ありますが、対策の可能性を考えるマインドの形成に役立つと感じますし、個人が普段に暮らす上でも大変参考になることが挙げられています。

なお、FAMICは新規採用者に対しての環境教育を毎年実施していますが、10年間、20年間勤務し、組織の事務・事業をよく理解している役職員に対しても、「環境配慮の取組について」の質疑応答の多い研修会を実施してはいかがでしょうか。環境マインドの確認・合意、環境取組みの新しい知識の習得などに役立つものと考えられるためです。

世界ではロシアのウクライナ戦争やアメリカのイラン戦争と大国が争乱、破壊行為を行い、地球規模での食糧不安、エネルギー不安、環境への悪影響を起こしています。世界の政治・経済の現状には大きな不安がありますが、このような中であっても、FAMICの農業資材、その適正使用、食品の安全性、適正表示等に関する検査や情報提供など、多くの関係者すなわち国民への貢献を期待しますとともに、その際の抜かりない環境配慮を続けて下さるよう希望します。

(参考)

○独立行政法人農林水産消費安全技術センターがその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

制 定 令和5年3月29日4消技第2876号

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）並びに「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（令和4年6月3日農林水産省）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が自ら実施する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

第1 対象となる事務及び事業

本計画は、原則としてセンターが行う全ての事務及び事業を対象とする。

第2 実施計画の期間

本計画は、2023年度から2030年度までの期間を対象とする。

第3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより2013年度（平成25）年度を基準として、センターの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、センターの取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

第4 個別対策に関する目標

1 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEBOriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEBReady 相当となることを目指す。

3 電動車の導入

センターの公用自動車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新で2023年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用自動車全体）でも2030年度までに全て電動車とすることを目指す。

4 LED照明の導入

既存設備を含めたセンターのLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指す。

5 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までにセンターで調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

第5 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

① 太陽光発電の整備方針及び目標

センターが保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

ア センターが新築する事務所等の建築物における整備

センターが新築する事務所等の建築物について、その敷地も含め、日射条件や屋上を避難場所とするなど他の用途との調整等を考慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ センターが保有する既存の事務所等の建築物及び土地における整備

(ア) センターが保有する既存の事務所等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、設置可能な建築物及び土地を整理した上で、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

(イ) (ア)の「その性質上適しない場合」とは、早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

(ウ) 太陽光発電設備の設置可能性の検討に当たっては、建築物については設置可能な面積や日射条件、屋上を避難場所としているなど他の用途との調整、設備のメンテナンススペース、建築物の今後の存続期間、構造体の耐震性能、荷重条件等を考慮する。土地については、当該土地本来の使用目的を損なわずに設置できるか、設置可能な面積、日射条件、設置による災害リスク、水害等による被災リスク、景観保全、土地使用等に係る法令・条例の規制、規模が比較的大きい場合にあっては周辺環境との調和等を考慮する。

(エ) 建築物自体への設置とともに、当該建築物の敷地への設置（例えば、駐車場にソーラーカーポートを設置するなど）についても積極的に検討する。

ウ 整備計画の策定

上記の目標が達成できるよう、事務所等の新築及び改修等の予定も踏まえ、必要に応じて太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

② 太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項

ア 太陽光発電設備は設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。

イ 太陽光発電の導入に当たっては、必要に応じ、P P Aモデルの活用を検討する。

ウ 太陽光発電設備の設置に関して、関係者への周知についても考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明にも配慮する。

(2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、センターの保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則Z E B0oriented相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZ E BReady相当とな

ることを目指す。その実現に向け、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEBReadyの基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位のZEB基準を満たすものとすることを目指す。

- ③ 屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ④ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たり、以下の取組を行う。

ア 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。

イ 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。

- ⑤ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。

ア 空調設備の適切な運用により、事務所内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図ることを一層徹底する。

イ 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。

ウ 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。

エ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

- ⑥ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

- ⑦ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針及び以下の方針に基づき、事務所の省エネルギー診断及びその結果に基づく取組を進める。

ア 省エネルギー診断を順次実施し、省エネルギー診断結果に基づき、運用改善を行う。さらに、省エネルギー診断結果やそこで得られた知見を他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行う。

イ 省エネルギー診断を実施した結果は、ホームページで公表する等の方法により、情報公開を図る。

（２）建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

- ② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。

ア 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。

イ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。

ア 雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

イ 排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

ウ 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓等を設置する。

- ④ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用

の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に則して合法性が確認された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組む。

⑤ HFCを使用しない建設資材の利用について、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ促進する。

⑥ 発注者として支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するように促すとともに、出入車両から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。

⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。

ア 事務所等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。

イ 樹木を剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。

⑧ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

⑨ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

⑩ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。

⑪ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。

⑫ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

⑬ 建築工事の設計者を選定する際、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

（3）新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いたものについては、率先的導入に努める。

（4）2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

① 2050年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること（ロックイン）がないよう、事務所等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をバイオマス燃料等のカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

② なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

（1）電動車の導入

① センターの公用自動車については、代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については2023年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とすることを目指す。

また、公用自動車の使用実態を精査し、台数の削減を図る。

② 新規導入・更新には、リースやレンタルなど、自らが所有者とならない場合も含む。

③ 電動車の導入に当たっては、計画的に進める。

④ 公用自動車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

⑤ 公用車自動車の効率的利用等に当たり、次の取組を行う。

ア 公用自動車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。

イ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの

中止等の環境に配慮した運転を行う。

ウ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。

エ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

（２）LED照明の導入等

- ① 事務所等の新築・改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の事務所等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、センター全体のLED照明の導入割合を、2030年度までに100%とすることを目指す。
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、昼休みは、業務上支障がある場合を除き消灯するとともに、夜間も、業務上必要最小限の範囲で点灯するなど、節電の取組を徹底する。

（３）再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までにセンターで調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達に努める。
- ④ 事務所の電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

（４）省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

（５）その他

① 自動車利用の抑制等

ア Web会議システムの活用や在宅勤務による対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

イ 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。

ウ 不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。

エ 日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の共同利用を促進する。

オ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

② 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。

③ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

ア 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。

イ 容器又は包装を利用する場合には、簡略なものとし、当該容器又は包装の再使用や再利用を図る。

ウ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

エ 弁当及び飲料については、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートによる再使用を促す。

オ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

④ 用紙類の使用量の削減

ア 書類の電子化や電子決裁の徹底、資料の簡素化等により、ペーパーレス化を一層推進する。

イ 用紙類の使用量を削減するため、会議等資料の電子媒体での提供等によりペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底する。

ウ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

エ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量の削減を図る。

オ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

⑤ 再生紙の使用等

ア コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類は、間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率がより高いものを調達する。

イ 印刷物は、合法木材等や再生紙を使用した紙製品を使用する。また、間伐材由来のものを使用する際には間伐材配合率を、再生紙由来のものを使用する際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合は、市中回収古紙を含む間伐材や再生紙を使用した紙製品の使用拡大が図られるような配慮を行う。

⑥ 合法木材等、再生品等の活用

ア 合法木材等の利用の推進

「農林水産省木材利用推進計画」に基づき、合法木材等を使用した製品の利用拡大に取り組む。

イ バイオマス製品の利用

クリアホルダーのファイル、粘着テープ、簡易コップ等については、バイオマスプラスチックを使用したバイオマス製品を優先的に選択する。

ウ 再生品等の利用

（ア）文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものの使用を推進する。

（イ）初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

⑦ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

事務所等の冷蔵庫、空調機器等について、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

⑧ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

事務所内の自動販売機について、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型の機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、適正な配置を促す。

⑨ フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する事業用機器の使用について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、点検等を行い、使用時の漏えい対策等に取り組む。その際、IoT監視システムの導入、冷媒管理システム（RAMS）の活用による電子化に努める。

⑩ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF6）の回収・破壊等

事務所等の施設の電気機械器具を廃棄、整備する場合は、極力六ふっ化硫黄（SF6）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

（1）廃棄物の3R+Renewable

- ① 事務所等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制及びリサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。
- ② 十分な数の分別回収ボックスを執務室内に適切に配置する。
- ③ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- ④ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑤ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和4年2月25日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。
- ⑥ 食ロス削減に関する役職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への提供等の取組を積極的に行う。
- ⑦ 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

（２）センター主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① センターが主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、Ｊ-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品の積極的な活用など、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② センターが後援等をする民間のイベントについても、①に掲げた取組が行われるよう促す。

５ ワークライフバランスの確保・役職員に対する研修等

（１）ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日及び金曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日及び金曜日の午後５時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として会議の開催、協議文書の協議等を実施しない。
- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底と、事務の見直しによる超過勤務の削減を図る。
- ③ 在宅勤務の推進やＷｅｂ会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

（２）役職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② センターの役職員向けポータルサイト等により、地球温暖化対策に係る活動や研修に関する情報提供を行い、これらへの役職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

（３）役職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

役職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

第６ センターの実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

本計画の推進・評価・点検は関係部署の協力の下、本部（さいたま）は総務課、農薬検査部は小平総務分室、各地域センター（横浜事務所を含む）は業務管理課が実施し、統括管理は総務部長が行う。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC（独立行政法人 農林水産消費安全技術センター）は、
科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信
頼の確保に技術で貢献し、未来の環境を守るという視点と共
にサステナブルな暮らしに貢献していきます。



FAMIC 環境報告書 2026

編集発行／FAMIC本部 総務課

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

問い合わせ／FAMIC ホームページにある問い合わせフォームよりメールにてお願いします

www.famic.go.jp/docs/reference/about_linkform/